

凍結精子の保管更新に関する同意書

峯レディースクリニック
院長 峯 克也 殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、凍結精子の保管期間更新を依頼いたします。

1. 保管期間は、次回の凍結更新予定月末日までの1年間とする。この期間を過ぎて更新手続きのない場合、凍結精子の処分権は当該施設に属する。
2. 更新手続きのない場合、または本人が死亡した場合には凍結精子は廃棄される。
3. 保管期間終了の告知は当施設からは行わない。更新を希望する場合は、自ら保管期間更新手続き(本同意書の提出および凍結保管更新料の支払い)を行うものとする。
4. 凍結・融解後の状態によっては治療に使用できないことがある。
5. 地震、火災、異常気象などにより精子が損壊し、やむを得ず保管継続が不可能となることがある。
6. いかなる理由によっても支払済みの凍結保管更新料の返金を行わないものとする。

同意書記入日 年 月 日

住所： _____

本人 署名 _____

説明医師 _____ 峯 克也 印

2025.10 改訂